

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 12 月 4 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800377 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1800086 号

## 第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社 (現在は、C 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 28 年 4 月 5 日から昭和 31 年 5 月まで  
② 昭和 36 年 5 月から昭和 39 年 12 月まで

請求期間①については、A 社に職人見習として勤務しており、同社から月給 1,500 円程度の給与が支払われていた。調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

請求期間②については、B 社の営業として、同社の代理店であった D 社に駐在人として勤務しており、月給 3 万円程度の給与が支払われていた。調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が同僚として唯一氏名を挙げている請求者の弟 (以下「請求者の弟」という。) の回答により、期間の特定はできないものの、請求者は A 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社における請求者の雇用保険の加入記録は確認できず、同社の事業主は、請求期間①当時の資料は残っておらず、同社における請求者の勤務実態は不明である旨回答している。

また、オンライン記録により、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 10 年 1 月 1 日であり、請求期間①において同社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、請求者は請求期間①に係る給与明細書等を保管しておらず、請求者、請求者の弟及び A 社の事業主は、いずれも請求者の請求期間①における厚生年金保険料が給与から控除され

ていたかどうか不明である旨回答しており、請求者の請求期間①における厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうか確認することができない。

- 2 請求期間②について、請求者はB社に在籍し、請求期間②当時の同社の本社はE県F市Gにあった旨主張しているところ、C社の事務担当者及び同社の元取締役は、B社の販売会社としてH社が存在した旨回答しており、H社に係る閉鎖事項全部証明書により、請求期間②当時の同社の本店は、E県F市Gにあったことが確認できることから、請求者が請求期間②当時在籍していたと主張している事業所は、B社又はH社である可能性がうかがわれる。

しかしながら、C社の事務担当者は、H社に係る資料はC社が保管している旨回答しているところ、同社が保管している「厚生年金 社員一覧」に請求者の氏名は記載されておらず、B社及びH社における請求者の勤務実態は不明である旨回答している上、請求期間②にB社において厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に対して照会を行ったが、請求者を記憶している者はいなかった。

また、オンライン記録により、H社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認でき、同社において雇用保険の加入記録が確認できる営業職の複数の同僚は、同社における雇用保険の加入期間にB社において厚生年金保険被保険者記録があることから、H社の従業員は、B社において厚生年金保険に加入していたことが推認されるが、H社及びB社において、請求者の雇用保険の加入記録は確認できない。

さらに、請求者は請求期間②に係る給与明細書等を保管しておらず、請求者及びC社の事業主は、請求者の請求期間②における厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうか不明である旨回答しており、請求者の請求期間②における厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうか確認することができない。

加えて、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間②に厚生年金保険被保険者資格を取得した被保険者氏名の中に請求者の氏名は見当たらず、請求期間②において健康保険の整理番号に欠番はない。

なお、C社の事業主及び事務担当者は、D社（後に、I社）はB社の代理店であったが両社は資本関係がなく、請求期間②当時、同社の従業員が地方の代理店などに出向き、営業職として働いていたことがあるかどうか不明である旨回答している上、D社の元事業主及び複数の同僚は、請求期間②当時、他の事業所の従業員が同社に駐在していたかどうか不明である旨回答しており、B社の従業員がD社に駐在していたことを確認できる資料もない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1800386 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1800087 号

## 第 1 結論

請求期間について、A社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 8 月 13 日

請求期間当時、A社において、派遣社員から正社員として雇用すると上司から言われ、派遣社員の勤怠管理や欠勤した社員の代行業務を担当していた。正社員となって初めて同社から支給された賞与が請求期間の賞与であり、厚生年金保険料が当該賞与から控除されていたことを覚えているので、厚生年金保険の記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A社は、請求者に対し請求期間に賞与を支給していないと回答しており、同社から提出された請求者に係る「賃金台帳-2004年」(平成16年)及び「源泉徴収簿-2004年」の賞与に係る支給額欄は「0」と記載されており、請求期間に賞与が支給されていないことが確認できる。

また、請求者が請求期間に賞与が振り込まれたと主張する金融機関から提出された「預金共通月中異動及び残高明細表」(平成15年10月23日から18年12月29日までの期間)において、請求期間前後にA社からの賞与に係る振込履歴は記録されていない。

さらに、A社の社会保険担当者は、正社員だから賞与が出るわけではなく、勤務形態にかかわらず、契約書等に賞与を支給することが明示されていれば、賞与を支給する旨の陳述をしており、当該事業所から提出された請求者の請求期間に係る「雇入通知書兼就業条件明示書」(派遣労働者)には賞与支給の有無に関する記載は見当たらない。

なお、A社から提出された請求者の「労働契約書」(適用日は平成20年6月9日、期間の定めなし)に係る賃金データ欄の「賞与」項目には「有」と明示されており、平成20年8月8日及び同年12月19日にそれぞれ19万2,000円の標準賞与額が、請求者の当該事業所に係るオンライン記録において確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。